

# 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要領

(平成 26 年 1 月 27 日平成 25 年度要領第 7 号)

最近改正 令和 3 年 1 月 25 日令和 2 年度要領第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要綱(平成 25 年度要綱第 18 号。以下「交付要綱」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成)

第 2 条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成については、交付要綱別記 1 に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業

ア 助成対象経費は、開催決定年次以降における開催準備のために要する基幹的な経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) 組織体制強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(3) 国際広報活動事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額に 5 分の 4 を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

ア ドーピング防止活動推進強化事業のうち、東京オリンピック・パラリンピック競技大会において実施するドーピング検査に用いる分析機器等を整備する事業の助成対象経費の合計額は、35 億円(助成金の額は 35 億円)を限度とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(5) テストイベント大会開催事業

ア 1件当たりの助成対象経費の合計額は、45,000千円(助成金の額は30,000千円)を限度とする。

イ 1件ごとの助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(6) 競技用備品設置事業

ア 1件当たりの助成対象経費の合計額は、625,000千円(助成金の額は500,000千円)を限度とする。

(ラグビーワールドカップ2019開催助成)

第3条 ラグビーワールドカップ2019開催助成については、交付要綱別記2に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) ラグビーワールドカップ2019開催事業

ア 助成対象経費は、開催年度における競技大会の開催に要する経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) ラグビーワールドカップ2019開催準備事業

ア 助成対象経費は、開催決定年次以降における開催準備のために要する基幹的な経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(3) 組織体制強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(大規模競技場機能補完施設整備助成)

第4条 大規模競技場機能補完施設整備助成については、交付要綱別記3に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 大規模競技場機能補完施設整備事業

- ア 助成の対象となる施設は、大規模競技場の近隣に位置し、競技場のホスピタリティ機能を高め、かつ、スポーツの支援機能を高めるものとする。
- イ 1件当たりの助成対象経費の合計額は、40億円(助成金の額は30億円)を限度とする。
- ウ 助成対象者は、整備しようとする施設(当該敷地を含む。)の所有者であることを原則とする。ただし、当該敷地については、長期貸借契約(10年以上が望ましい。)を締結している場合はこの限りではない。
- エ 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、助成を受けようとする事業の計画期間が複数年度となる場合においては、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱(平成15年度要綱第18号。以下「くじ助成交付要綱」という。)第4条の助成金の交付の決定に当たり、各年度の助成金交付額の上限額を定めるものとする。
- オ 助成を受けようとする事業が助成年度以前から実施される場合においては、助成年度以前における事業の実施に要した経費(前金払を含む。)について、助成対象経費から除外するものとする。
- カ 助成事業者は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領(平成15年度要領第16号。以下「くじ助成実施要領」という。)第10条の規定により概算払申請を行うときは、助成金交付決定通知書に記載された当該助成年度に係る助成金交付額の範囲内において申請するものとする。
- キ 助成金の確定額は、1件ごとに配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に4分の3を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額の合計額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成)

第5条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等施設整備助成については、交付要綱別記4に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 共通事項

- ア 助成対象者は、整備しようとする施設(当該敷地を含む。)の所有者であることを原則とする。ただし、当該敷地については、長期貸借契約(10年以上が望ましい。)を締結している場合はこの限りではない。
- イ センターは、くじ助成交付要綱第3条の助成金交付申請書の詳細な内容及びその重要性について、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会又は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から意見を聴取し、審査の参考とするものとする。
- ウ センターは、助成を受けようとする事業の計画期間が複数年度となる場合においては、くじ助成交付要綱第4条の助成金の交付の決定に当たり、各年度の助成金交付額の上限額を定めるものとする。
- エ 助成を受けようとする事業が助成年度以前から実施される場合においては、助成年度以前における事業の実施に要した経費(前金払を含む。)について、助成対象経費から除外するものとする。

オ 助成事業者は、くじ助成実施要領第 10 条の規定により概算払申請を行うときは、助成金交付決定通知書に記載された当該助成年度に係る助成金交付額の範囲内において申請するものとする。

カ 助成金の確定額は、1 件ごとに配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に 4 分の 3 を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額の合計額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等競技会場整備事業

ア 助成の対象となる施設は、ラグビーワールドカップ 2019 又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場とする。

イ 1 件当たりの助成対象経費の合計額は、次に掲げる額を限度とする。

(ア) 交付要綱別記 4 の 2(1)アの事業にあつては、20 億円(助成金の額は 15 億円)

(イ) 交付要綱別記 4 の 2(1)イの事業にあつては、16 億円(助成金の額は 12 億円)

(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等キャンプ地施設整備事業

ア 助成の対象となる施設は、ラグビーワールドカップ 2019 又は東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地において利用される施設のうち、老朽化したスポーツ競技施設(建築後 20 年以上を経過したものをいう。)とする。

イ 1 件当たりの助成対象経費の合計額が 30,000 千円を超えるものとする。

ウ 1 件当たりの助成対象経費の合計額は、2 億円(助成金の額は 1 億 5 千万円)を限度とする。

(日本武道館整備助成)

第 6 条 日本武道館整備助成については、交付要綱別記 5 に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 日本武道館整備事業

ア 助成の対象となる施設は日本武道館とする。

イ 1 件当たりの助成対象経費の合計額に 4 分の 3 を乗じて得た助成金の額(千円未満切捨て)は 20 億円を限度とする。

ウ 助成対象者は、整備しようとする施設(当該敷地を含む。)の所有者であることを原則とする。ただし、当該敷地については、国有財産の使用許可を得ている場合等はこの限りではない。

エ センターは、助成を受けようとする事業の計画期間が複数年度となる場合においては、くじ助成交付要綱第 4 条の助成金の交付の決定に当たり、各年度の助成金交付額の上限額を定めるものとする。

オ 助成を受けようとする事業が助成年度以前から実施される場合においては、助成年度以前における事業の実施に要した経費(前金払を含む。)について、助成対象経費から除外するものとする。

カ 助成事業者は、くじ助成実施要領第 10 条の規定により概算払申請を行うときは、助成金交付決定通知書に記載された当該助成年度に係る助成金交付額の範囲内において申請するものとする。

キ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と当該助成対象経費の支出額に 4 分の 3 を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額の合計額とする。ただし、確定しようとする

る助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(その他)

第7条 助成金の交付に関し必要な事項は、くじ助成実施要領の規定に準じる。

附 則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

附 則(平成26年6月30日平成26年度要領第1号)

この要領は、平成26年6月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年11月6日平成26年度要領第8号)

この要領は、平成26年11月6日から施行する。

附 則(平成27年5月8日平成27年度要領第3号)

この要領は、平成27年5月8日から施行する。

附 則(平成28年5月6日平成28年度要領第2号)

この要領は、平成28年5月6日から施行する。

附 則(平成30年6月29日平成30年度要領第2号)

この要領は、平成30年6月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年10月31日平成30年度要領第4号)

- 1 この要領は、平成30年10月31日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月31日令和元年度要領第2号)

この要領は、令和元年10月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年1月25日令和2年度要領第6号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月25日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の第2条第1項第4号アは、平成30年度以降に交付の決定を行った助成金から適用する。